

# 人権コラム 心、豊かに

## ◆ 介護休業「93日」まで

平均寿命と健康寿命の差を数字で表すと男性：9.02年、女性：12.4年。（平成25年数値）

健康寿命とは「健康上の問題によって日常生活が制限されることなく生活できる期間」です。そうすると冒頭の数字は「健康上の問題から日常生活が制限される」期間（年数）であるとともに「何らかの介護を必要とする可能性が高い」期間といえます。

総務省の『就業構造基本調査（平成24年）』によると、家族等を介護している人は550万人以上で、そのうちの約5割が働きながらの介護です。また、介護を理由に離職した人は、平成24年9月までの1年間で10万人以上に上ります。

そのような中、2017年1月に育児・介護休業法が改正され、介護休業が対象家族1人につき「原則1回93日まで」から「3回を上限に通算93日まで」になりましたが、なぜ、介護休業は“93日＝約3か月”なのでしょう。

介護休業「93日」は、“介護に関する長期的方針を決めるための期間”と国は位置づけています。言い換えれば、自らが介護に専念するための休業ではなく、介護と仕事の両立に必要な介護サービスの相談や申請等を行い体制を整えるための「準備期間」としての休業です。

いざ介護が必要となった時、仕事との両立が可能な介護サービスが望むように受けられれば問題はありません。しかし、現実には要介護者の状況によっては、サービスを受けられないことや施設の空きを待たねばならないこと等もあるようです。また、介護は育児と違って年数経過による状況改善が少ないことに加え、先の予測がつかないという特殊性を持ち合わせています。そして、このようなことが一因となり、不安や焦りが増幅し心身共に疲れ果てた末に、介護離職や介護うつ、介護虐待、介護心中といった悲惨な事態を引き起こすこともあります。

超高齢化が進行する日本。介護を取り巻く環境整備と課題の解消は待ったなしの状態です。誰もが健康的な生活を送る権利を持っており、それを全体で守る一。支え合い助け合うことが、未来を変えるのではないのでしょうか。